

タイ王国向け青果物の選果・こん包施設の証明書交付要領

令和元年 9 月 1 0 日制定

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 1 0 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 条 本要領は、タイ王国向け輸出生鮮果実又は生鮮野菜（以下「青果物」という。）について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年厚生労働省令・農林水産省令・財務省令第 1 号）第 16 条に基づく適合施設の認定、第 19 条に基づく定期的な確認等に関する手続き、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 17 条第 6 項の規定に基づく主務大臣への報告手続及び農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）第 3 の 2 に定める適合施設の認定に関する手続のほか、秋田県（以下「県」という。）が実施する適合施設の認定手続及び認定したことを証明する証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審査対象施設

タイ王国向けに青果物（秋田県産に限る）を輸出する、または輸出予定の県内の選果・こん包施設（以下「施設」という。）とする。

(2) 認証

「タイ王国保健省告示（2017 年第 386 号）「特定生鮮野菜又は果実の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下「告示」という。）」が定める基準を満たしている施設として、県が認め証明することをいう。

なお、本要領において認証された施設は、タイ王国保健省告示（2020 年第 420 号）「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」で求められる認証施設としても認められる。

(3) 審査員

本要領に基づき、施設の認証基準を満たすか否かを判断するための審査を行う者をいう。審査員は、県農林水産部農業経済課販売戦略室及び園芸振興課に所属する職員とする。

(4) 審査

認証基準を満たすか否かを判断するため、認証の申請があった施設において、県が審査を行うことをいう。

(5) 青果物の選果・こん包施設

青果物の収穫後、施設内における選別から販売目的でのこん包に至るまでの作業

(外観や重量等による分類を行う選別、洗浄、商品の性状を変えない簡単な切断、こん包、開包装を伴う再こん包等を含み、加工を除く。)を行う施設であって、単に輸送又は保管のみを行う施設でないものをいう。

(認証基準)

第3条 告示の附属文書2及び附属文書3において定める基準を準用する。

(申請要件)

第4条 証明書の交付を申請することができる者(以下「申請者」という。)は、タイ王国向けに輸出する、または輸出予定の青果物(秋田県産に限る)の選果・こん包を、県内で実施する生産者及び団体の責任者とする。

(申請)

第5条 証明書の交付を希望する者は、別紙1「チェックリスト及び採点基準」により自己点検を行ったのち、証明書の交付申請書(様式第1号)及び必要書類を県農業経済課販売戦略室長(以下、「販売戦略室長」という。)に提出する。

2 審査及び認証に要する経費は、無料とする。

(審査)

第6条 前条の規定による申請を受理した場合は審査員に申請情報を提供し、審査員は申請者と日程を調整した上で、審査を行う。

2 審査員は、対象施設が認証基準を満たすか否かについて、別紙1「チェックリスト及び採点基準」に基づき、施設の目視による確認、マニュアル等の確認及び申請者へのヒアリング等により審査を行う。

3 審査員は、認証基準の適合性について評価し、その結果を販売戦略室長に報告する。

4 審査の結果、認証基準を満たしていないことが確認された場合は、審査員と申請者で協議の上、再審査を実施することができる。なお、再審査は、初回の調査日から1か月以内に実施する。

5 販売戦略室長は、申請者から求めがあった場合は、審査結果を申請者宛て開示する。

(認証及び交付)

第7条 販売戦略室長は、審査員から報告があったものについて、当該施設が認証基準を満たしていることが確認された場合は、申請者に対し認証通知書(様式第2号)及び証明書を交付するものとする。証明書は正本を2部作成し、1部を申請者に交付し、1部を販売戦略室長が保管する。

2 証明書原本の写しは、証明書の交付と同時に申請者が求めた場合は、最大10枚まで交付する。

(監査)

第8条 販売戦略室長は、証明書を交付した申請者(以下「認証取得者」という。)に対

し、必要があると認められるときは、認証基準の適合の可否を監査するものとする。

2 前項において、販売戦略室長は、監査の結果、改善の必要があると認められるときは、認証取得者に対して必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(有効期間)

第9条 証明書の有効期間は、証明書交付日から起算して3年を経過する日までとする。

(証明書の目的外使用の禁止)

第10条 認証取得者は、タイ向けの輸出時に輸出業者等に対し、証明書原本の写しを提供する目的以外に証明書を使用してはならない。

(認証内容の変更)

第11条 認証取得者は、証明書の有効期間内において、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、証明書記載事項変更申請書(様式第3号)により、遅滞なく販売戦略室長に申請しなければならない。

(1) 認証を受けた施設の名称、住所、取扱品目

(2) 登録選果・こん包施設番号の新規取得又は変更

2 販売戦略室長は、変更申請を受理した際は、必要に応じて審査を実施の上、証明書を再交付することができる。なお、再交付された証明書の有効期間は当初交付した証明書の有効期間と同一とする。

3 証明書の再交付を受けた認証取得者は、当初交付した証明書及び証明書原本の写しを販売戦略室長に速やかに返却しなければならない。

(証明書原本の写しの追加交付等)

第12条 証明書原本の写しの追加交付を希望する認証取得者は、証明書原本写しの追加交付申請書(様式第4号)を販売戦略室長に提出するものとする。

2 販売戦略室長は、証明書原本写しの追加交付申請書を確認の上、適当と認められた場合、原本と写しが相違ない旨を証明し、証明書原本写しの追加交付通知書(様式第5号)および証明書原本の写しを交付する。なお、追加交付された証明書原本の写しの有効期間は、当初交付した証明書の有効期間と同一とする。

(認証を受けた者の遵守事項)

第13条 認証取得者は、認証基準に則した管理を行い、1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。

2 認証取得者は、販売戦略室の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

(公表)

第14条 販売戦略室長が交付した証明書の情報は、法第17条第6項及び第7項の規定に基づき公表する。

(認証の取消)

第 15 条 販売戦略室長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該認証を取り消し、認証取消通知書（様式第 6 号）を施設の責任者宛て通知する。

- (1) 認証取得者の取組が認証基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ販売戦略室長による改善指導に従わない場合
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認証取得者が証明書及び原本の写しを不正に使用した場合
- (4) その他、認証取得者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

(書類等の整備及び保管)

第 16 条 認証取得者は、認証に関する書類等を整備し、認証を受けた日から 5 年間保存し、県からの求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

- 2 販売戦略室長は、必要な書類について、現地審査を実施した日から 5 年間保存する。
- 3 販売戦略室は、認証事項等を記載した一覧表（様式第 7 号）を作成し保存する。

(事故等の対応)

第 17 条 認証取得者は、本要領に基づく認証を取得した施設から出荷したタイ向け青果物に対する苦情や問合せ、事故等（以下「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備しなければならない。また、認証取得者は、出荷したタイ向け青果物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止しなければならない。

- 2 販売戦略室長は、事故等が発生した場合、必要に応じて調査を行い、原因究明を行うとともに、施設の責任者に対し適切な指導を行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 本要領の改正前に認定された施設及び交付された証明書は、本要領の改正後、法第 17 条第 2 項の規定により、本要領に基づき認定された施設及び交付された証明書とみなす。